

林地開発行為変更許可書

岡山県指令備前局農第38号

岡山市北区立田54番地3

河原建設工業株式会社

代表取締役 小林 大造

平成27年1月27日付けで変更許可申請のあった林地開発行為の変更については、森林法第10条の2の規定により次の条件を付して許可します。

平成27年5月27日

岡山県備前県民局長



記

開 発 行 為 の 概 要	開発行為に係る森林の所在場所	岡山市北区下足守字椋ノ内944番 外4筆
	開発行為に係る森林の面積	6.5069ha
	開発行為の目的	土採取及び露天資材置場
	開発行為の内容	平成27年1月27日付けの開発行為変更許可申請書のとおり
	開発行為着手予定年月日	平成27年5月27日(許可日)
	開発行為完了予定年月日	平成32年12月31日
許可条件		別紙のとおり

(教示)

この処分に不服があるときは、処分の通知を知った日から60日以内に、岡山県知事に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を知った日から6箇月以内に、岡山県(訴訟において岡山県を代表する者は岡山県知事となります。)を被告として、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を知った日から60日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。



様式第 13 号

着手・着手時期変更・完了

工事

届

完了時期変更・中止・再開

令和 5 年 12 月 22 日

岡山県知事
(又は県民局長)

殿

届出者 住所 岡山市北区立田54番地3
河原建設工業株式会社
氏名または名称 代表取締役 小林 大造
(電話 086-287-5555)



さきに許可された林地開発行為の(着手・着手時期変更・完了 完了時期変更 中止・再開)について、下記のとおり届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	平成27年5月27日 岡山県指令 備前局農 第 38 号
開発行為に係る森林の2 所 在 場 所	岡山市北区下足守字椋ノ内944番外4筆
3 開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	6.5069 h a
4 開 発 行 為 の 目 的	土採取及び露天資材置場
5 工事の 変更・完了 <u>完了時期変更</u> 中止・再開	中止の場合は中止期間を明記する 令和 5 年 12 月 31 日 ~ 年 月 日 変更の場合は変更前の年月日を明記 (変更前 平成32年12月31日)
6 着手時期及び完了時期を 更し、または工事を中止・ 再開する場合はその理由	土の採取が遅れており造成が進んでいないため、 完了時期を変更をします。
7 添付書類	①工程表を添付すること(工事完了届は除く)。 ②工事完了届には、検査状況報告書等を添付すること。 ③中止する場合は、中止する期間に必要な防災措置の計画及びその施工期限を記載した計画書を添付すること。

(注) 本文および5欄のかっこ内の該当するものを○でかこんでください。



備前局農第7-468号

令和2年12月22日

河原建設工業株式会社
代表取締役 小林大造 様

岡山県備前県民局長



工事完了時期変更届の受理について

令和2年12月22日付けで届出のこのことについて、別添写しのとおり受理しました。

記

【変更内容】

完了時期の変更

(変更前) 令和2年12月31日

(変更後) 令和5年12月31日



様式第 16 号

地 位 承 継 届

〆 年 / 月 〇 日

備前県民局長
岡山県知事
(又は県民局長) 殿

届出者(承継者) 岡山市北区柳町二丁目 10-25
住 所 株式会社フジモト
氏名または名称 代表取締役 藤原 裕士
(電話 086-233-0800)



さきに許可された林地開発行為の地位を下記のとおり承継したので届け出ます。

記

1 開発許可の年月日・番号	平成27年 5月 27日 岡山県指令備前局農第38号
2 開発行為の目的	土採取及び露天資材置場
3 開発行為に係る森林の所在場所	岡山市北区下足守字椋ノ内944番 外4筆
4 開発行為に係る森林の土地の面積	6.5069ha
5 承継年月日	令和3年1月1日
6 承継の原因	土地賃貸借契約の期間満了による
7 被承継人(従前の権利者)の住所・氏名または名称	岡山市北区立田54番地3 河原建設工業株式会社 代表取締役 小林 大造
8 添付書類	① 承継の原因を証する書類 ② 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第4条第3号に掲げる書類 ③ 土地等に権利を有する者の同意書の写し



備前局農第7-478号

令和 3年 1月 5日

承継人

岡山市北区柳町二丁目10-25

株式会社フジモト

代表取締役 藤原裕士 様

岡山県備前県民局長



林地開発行為に係る地位承継届の受理について

令和3年1月5日付けで届出のこのことについて、別添写しのとおり受理したのでお知らせします。